（行政報告）

白岡市都市計画マスタープランの改定について

都市整備部

白岡市都市計画マスタープランは、都市計画法第１８条の２に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成１３年度に策定し、平成２８年度に改訂を行い、都市計画に関する施策や事業を推進してまいりました。

本プランの計画期間が令和５年度末に満了となることから、上位計画である「第６次白岡市総合振興計画」や社会情勢の変化等に応じた計画の改定を行うことといたしました。

令和４年度は、白岡市立地適正化計画の策定を優先したことから、令和５年度から改定作業に着手し、令和６年度までの２か年をかけて改定してまいります。

また、これに伴い、本プランの計画期間を令和６年度末まで延長することとしました。

本プランの改定に当たりましては、庁内に都市計画マスタープラン改定委員会を組織して素案の作成を行うとともに、市民懇談会や市民アンケート調査を行い、市民の皆様の御意見を伺ってまいります。

また、適宜、市議会や都市計画審議会への説明を行い、御意見をいただきながら検討を進めてまいります。